船舶の抹消登録申請

船舶法第 14 条第 1 項

（総トン数２０トン以上の日本船舶）

【申請対象者】

船舶所有者の全員（又は船舶所有者の全員から委任を受けた海事代理士）

【提出時期】

抹消登録すべき事実が発生した日から 2 週間以内

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第 3 号〕

【添付書類】

海外売船による国籍喪失の場合	◆ 売買契約書、譲渡契約書の写し ◆ 引き渡しに関する書面の写し ◆ 輸出許可通知書の写し
解撤の場合	地方運輸局、運輸支局等が発行した解撤証明書等
沈没、滅失の場合	船員法第 19 条の規定による報告書(海難報告書)の写し

	(当該官庁の証明を得たもの)又は事実を証する官公庁の書面など
改測の結果20㌧未満であることが判明した場合	改測を行った管海官庁が交付した通知書

- 返信用封筒及び切手（法務局発行の嘱託書副本(登記済証)を希望する場合に限る）
- 船舶国籍証書（原本）

  ※ 抹消の登録申請を行ったときは遅滞なく、旧証書を最寄りの管海官庁に返還してください。

  ※ 船舶国籍証書を電子で交付を受けている場合は、船舶国籍証書の写し。
- 委任状（代理人による申請の場合に限る）

【手数料】

登録手数料（抹消）　６，７００円（船舶法施行細則第48 条）

・ 所定の様式〔手数料様式第１号〕に収入印紙を貼付

※ 証明書は発行されませんので、必要な方は、別途登録事項証明書を請求してください。

【申請先】

最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は、運輸支局（事務所）